

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年3月6日（水）午後1時25分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村	田	和	弘
3番	藤	本	直	樹
4番	上	田	幸	子
5番	岡	井	文	彦
6番	田	中	壽	嗣
7番	内	田	裕	夫
8番	石	塚	加	津 美
9番	西	村	九	三 男
10番	西	村	和	樹
11番	西	野	英	紀
12番	松	本	吉	博
13番	森		一	博
14番	加	瀬	千	代
15番	寺	内	一	郎
16番	戸	田	治	巳
17番	内	田	孝	司
18番	村	田	良	文
19番	樋	口	敏	昭
20番	林		吉	一

4. 欠席委員 2番 山 口 吉 広

5. 会議録署名委員 9番 西 村 九 三 男
10番 西 村 和 樹

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	斎 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

7. 議 事

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) |
| 議案第2号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
(納税猶予(入口)) |
| 議案第3号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定
について(利用権設定) |
| 報告第1号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出
について(4条届出) |
| 報告第2号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出
について(5条届出) |
| 報告第3号 | 2アール未満の農業用施設建築(設置)届出
について(農業用施設) |
| 報告第4号 | 農地形状変更事業について(農地形状変更事業) |
| 報告第5号 | 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約
の通知について(賃貸借合意解約) |
| 報告第6号 | 農地の使用貸借解約通知書について
(使用貸借の合意解約) |

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、皆さまおそろいですので、これから令和6年第3回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

なお、本日は山口委員から欠席届をいただいておりますので、ご報告をいたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立をしております。

さる2月26日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略といたします。

6番 田中会長

11番 西野委員

16番 戸田委員

17番 内田孝司委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3条許可) 2件

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願

について(納税猶予(入口)) 1件

議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の

決定について(利用権設定) 14件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による

転用届出について(4条届出) 1件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による

転用届出について(5条届出) 2件

(会長)	報告第3号 2アール未満の農業用施設建築（設置）届出について（農業用施設）	1件
	報告第4号 農地形状変更事業について（農地形状変更事業）	2件
	報告第5号 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について（賃貸借合意解約）	2件
	報告第6号 農地の使用貸借解約通知書について（使用貸借の合意解約）	1件

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名いたします。9番の西村九三男委員、10番の西村和樹委員ですので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第1号から進めていきます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員) 議案第1号受付番号6と受付番号7の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題はないと思われます。

(会長) それでは、議案第1号受付番号6と報告第5号、報告案件ですね、報告第5号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号2は関連する内容ですので、まとめて審議をしたく思います。まず事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第1号受付番号6について説明する前に、関連する内容としまして、報告第5号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号2を先に報告いたします。

報告第5号受付番号2について、議案書31ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

本件については、令和6年2月1日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第1号受付番号6について、議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第1号受付番号6及び報告第5号受付番号2について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号6を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号7と、これも報告第6号農地の使用貸借解約通知書について、受付番号1は関連する内容ですので、これもまとめて審議をします。事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号7について説明する前に、関連する内容としまして、報告第6号農地の使用貸借解約通知書について、使用貸借の合意解約、受付番号1を先に報告いたします。

報告第6号受付番号1について、議案書33ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。貸借されている9筆の内、白い部分の8筆を解約されます。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

本件については、令和6年2月26日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第1号受付番号7について、議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書4ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第1号受付番号7及び報告第6号受付番号1について、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号7を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予の入口の案件ですが、これを議題とします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願ひをいたします。

(●●委員)

報告させていただきます。議案第2号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地について、特に問題はないと思われます。

(会長)

それではまず、議案第2号受付番号1について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案 2 号受付番号 1 について、議案書 5 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。右側の欄に記載していますとおり、1 筆のみ、以前から相続人が 30 分の 1 の持分を所有しておられたところに、相続によりさらに 6 分の 1 の持分を取得されました。納税猶予の適用を受けるのは、相続により新たに取得されたこの 6 分の 1 のみですので、このような表記をさせていただいております。

また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予入口調書については、議案書 6 ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の 3 ページと 4 ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第 2 号受付番号 1 につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。相続税納税猶予の案件ですけど、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 2 号受付番号 1 について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をします。

続きまして、議案第 3 号旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について、利用権設定を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願ひをいたします。

(●●●●委員)

議案第 3 号受付番号 15 から受付番号 28 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題のないものと思われます。

(会長)

それでは、議案第3号受付番号15から受付番号17につきましては、借り手が同じですので、まとめて審議をします。

また、報告第5号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号3についても一部、関連する内容がございますので、まとめて審議をします。事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号15について、議案書7ページ上段をご覧ください。

続きまして、議案第3号受付番号16について、議案書7ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

続きまして、議案第3号受付番号17について説明する前に、関連する内容として、報告第5号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号3を先に報告いたします。

報告第5号受付番号3について、議案書32ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

本件については、令和6年2月7日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第3号受付番号17について、議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書9ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の5ページ、6ページ、7ページ、8ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第3号受付番号15から受付番号17、3件ですね、この3件と報告第5号受付番号3について、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでござります。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号15から受付番号17について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第3号受付番号18について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号18について、議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書11ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第3号受付番号18、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでござります。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号18について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号19に入ります。議案第3号受付番号19について、まず事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号19について、議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書13ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第3号受付番号19について、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号19について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは続きまして、議案第3号受付番号20から受付番号23につきましては、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。

まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号20について、議案書14ページをご覧ください。

続きまして、議案第3号受付番号21について、議案書15ページをご覧ください。

続きまして、議案第3号受付番号22について、議案書16ページ上段をご覧ください。

最後に、議案第3号受付番号23について、議案書16ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書17ページをご覧ください。

(事務局)	所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の 11 ページ、12 ページ、13 ページ、14 ページをご覧下さい。会長よろしくお願ひします。
(会長)	議案第 3 号受付番号 20 から受付番号 23 、4 件ございましたが、この 4 件につきまして何かご意見ご質問はございませんか。
	よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
	それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 20 から受付番号 23 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
	全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。
	続きまして、議案第 3 号受付番号 24 から受付番号 26 については、これも借り手が同じですので、まとめて審議をします。まず事務局より説明を願います。
(事務局)	それでは、議案第 3 号受付番号 24 について、議案書 18 ページ上段をご覧ください。
	続きまして、議案第 3 号受付番号 25 について、議案書 18 ページ下段をご覧ください。
	最後に、議案第 3 号受付番号 26 について、議案書 19 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
	また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第 18 条調書については、議案書 20 ページをご覧ください。
	所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の 15 ページ、16 ページ、17 ページをご覧ください。
	会長よろしくお願ひします。
(会長)	議案第 3 号受付番号 24 から受付番号 26 について、ご意見ご質問等はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでござります。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号24から受付番号26について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第3号受付番号27に入ります。議案第3号受付番号27について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号27について、議案書21ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書22ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の18ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第3号受付番号27について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでござります。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号27について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第3号受付番号28について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号28について、議案書23ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書24ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の19ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第3号受付番号28について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号28について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

賛成多数。よって、可とすることに決定をします。

本日の審議につきましては、これで終わりたいと思います。これより報告案件に入りたいと思います。

まず、報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、4条届出、受付番号1をまず事務局より報告願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号1について、議案書25ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の20ページをご覧ください。

本件については、令和6年2月1日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

報告第1号受付番号1の報告がございましたが、何かご意見等はございませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問もないようですので、続きまして、報告第2号に入ります。報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、5条届出、受付番号1について、事務局より報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第2号受付番号1について、議案書26ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の21ページをご覧下さい。

本件については、令和6年2月7日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

報告第2号受付番号1の報告がございましたが、何かご質問等はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見等ないようですので、続きまして、受付番号2に入ります。まず事務局より報告願います。

(事務局)

それでは、報告第2号受付番号2について、議案書27ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の22ページをご覧下さい。

本件については、令和6年2月7日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

報告第2号受付番号2の報告がございましたが、何かご意見等ございませんか。

よろしいですか。特にないようですので、続きまして、報告第3号に入ります。報告第3号2アール未満の農業用施設建築届出について、受付番号1と報告第4号農地形状変更事業について、受付番号2は一体で利用されている内容ですので、事務局よりまとめて報告願います。

(事務局)

それではまず、報告第3号受付番号1について、議案書28ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

本件については、令和6年2月7日付で会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

続きまして、報告第4号受付番号2について、議案書30ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。議案書右側の備考欄に記載してありますように、施工期間は令和5年11月1日から令和5年11月30日となっています。先ほどの農業用施設の建築とこちらの盛土は施工がなされた後に、農業委員会から届出に関して説明し、届出書が提出された案件になります。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の23ページをご覧下さい。まず、全体に土を入れたのち、地図の編目部分に農業用施設を建築されました。

本件については、令和6年2月7日付で会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

報告第3号受付番号1と報告第4号受付番号2の報告がございましたが、何かご質問等ございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問等もないようですので、続きまして、報告第4号受付番号1について、事務局より報告願います。

(事務局)

それでは、報告第4号受付番号1について、議案書29ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の24ページをご覧下さい。

本件については、令和6年2月7日付けで会長専決し、届出者に対して承認書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

報告第4号受付番号1の報告が事務局からございましたが、何かご意見等ございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようです。

それでは、報告第5号と報告第6号は審議と併せて報告がございましたので、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後1時50分 終了